

## 第3次

# 江津市学校整備再編基本計画（案）

（令和8年度～令和17年度）

令和8年12月

江津市教育委員会

## 目次

|   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 第3次江津市学校整備再編基本計画の概要 .....         | 1  |
|   | (1) 第3次基本計画の背景と目的 .....           | 1  |
|   | (2) 第3次基本計画の位置付け .....            | 2  |
| 2 | 第3次基本計画における基本的な考え方 .....          | 3  |
|   | (1) 第3次江津市学校整備再編に向けた基本的な考え方 ..... | 3  |
|   | (2) 小学校の再編フロー .....               | 4  |
|   | (3) 中学校の再編フロー .....               | 5  |
| 3 | 学校再編の基本的枠組み .....                 | 6  |
|   | (1) 小学校 .....                     | 6  |
|   | (2) 中学校 .....                     | 7  |
|   | (3) まとめ .....                     | 8  |
|   | (4) 統合した場合の通学手段 .....             | 8  |
|   | (5) 統合した場合の各学校の児童・生徒数 .....       | 9  |
|   | (6) 小規模特認校の特徴 .....               | 10 |
|   | (7) 進学を選択肢 .....                  | 10 |
|   | (8) 部活動 .....                     | 11 |
| 4 | 学校再編のスケジュール .....                 | 11 |
| 5 | 統廃合後の建物・跡地の方針 .....               | 12 |

## I 第3次江津市学校整備再編基本計画（以下「第3次基本計画」という）の概要

### （I） 第3次基本計画の背景と目的

全国的に少子化が進行する中、本市においても児童・生徒数の減少とともに、1校当たりの学級数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでいます。学校の規模が小さくなりすぎると、さまざまな考え方に触れたり、友だちと関わり合いながら学んだりする機会が限られてしまうことになります。児童生徒が互いに刺激を受けながら安心して学び、成長していくためには、一定の学級規模を備えた学習環境を確保することが必要です。

こうした考えのもとで、本市では、平成21年3月に、「学校整備の在り方に関する基本方針」を策定し、学校の小規模化が進む中で、児童生徒に良好な教育環境を提供していくために、①複式学級の解消、②複式学級をつくらない、ことを基本方針として、学校の再編計画を進めていくこととしました。この基本方針に基づき平成21年12月に「学校整備再編基本計画」を策定し、当時複式学級であった松平小学校と有福温泉小学校を平成23年4月を目途に統合再編すること、跡市小学校については話し合いを継続していくことと定め、計画どおり当該2校は統合再編が実行されました。

さらに、少子化の一層の進行と財政的な背景もあり、平成23年3月に「第2次学校整備再編基本計画」を策定し、市内の小学校は、江津東小学校、桜江小学校、中部の小学校、西部の小学校の4校に集約することとし、中学校については当分の間、現在の4校を維持することとしました。この計画に基づいて、平成28年に跡市小学校を統合し、さらに、津宮小学校と川波小学校を統合する新統合校舎（青陵小学校）を令和10年4月の開校に向けて建設しているところです。

これまでの統合再編により、本市では、平成28年以降、複式学級は生じておらず、安定的に学校経営がなされてきましたが、少子化傾向がより顕著となり、令和9年度に複式学級が生じることが確実となった本市の状況では、計画に基づいて引き続き統合再編を進める必要があります。しかし、計画されている中部の小学校、また、生徒数の減少が顕著な中学校についても、統合の手法や今後の方向性を再検討する必要に迫られました。

これらの背景や既存校舎の著しい老朽化の進行を踏まえ、中長期的な人口推計結果や社会経済情勢の変化に伴う保護者の教育に対する価値観の変化、義務教育学校等の新たな学校の形態を考慮し、一人ひとりの意見を大切にしながらも江津市全体を見据えた第3次基本計画を策定し、江津市教育大綱の基本理念である「地域を愛し、共に学び、認め合い、未来を創る人づくり」の実現を目指します。

## (2) 第3次基本計画の位置付け

学校整備の在り方に関する基本方針(令和8年度策定。以下「基本方針」という。)に即して、第3次基本計画では、学校整備の具体的な計画を示しています。

なお、第3次基本計画の基礎となる基本方針についてはパブリックコメントを行い、市民の皆さまからのご意見を踏まえて見直しを行いました。

表1 各計画等との関係

| 計画名称             | 計画期間                                                                    | 概要                                                                                                                                                                              |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6次江津市<br>総合振興計画 | 令和2年度～令和11<br>年度の10年間<br>前期基本計画は前半<br>5年間<br>後期基本計画は後半<br>5年間           | <ul style="list-style-type: none"><li>・市が取り組む「まちづくり」の最上位に位置する計画で、今後10年を見越した行政運営の総合的な指針</li><li>・市が目指す将来像と、将来像の実現のための施策目標、さらに政策目標を実現するための施策を踏査しており、すべての計画は総合計画を基本として策定</li></ul> |
| 江津市教育大綱          | 令和8年度～令和12<br>年度の5年間                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長に策定が義務付けられたもの</li><li>・市における教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な目標や施策、方針を示す</li></ul>                                    |
| 基本方針             | 令和8年度～令和17<br>年度の10年間                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・江津市教育大綱で示すめざす姿の実現に向けて、学校整備の観点から方針を示す</li></ul>                                                                                           |
| 第3次基本計画          | 令和8年度～令和17<br>年度の10年間<br>※令和13年度には、<br>中間評価・検証を実施<br>し、必要に応じて見直<br>しを検討 | <ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針に沿い、学校整備の具体的な計画を示す</li></ul>                                                                                                         |

## 2 第3次基本計画における基本的な考え方

江津市教育大綱に定めた教育ビジョンの実現に向けて、本市では以下の4つの方針に基づき教育・学習環境の整備を行っていきます。

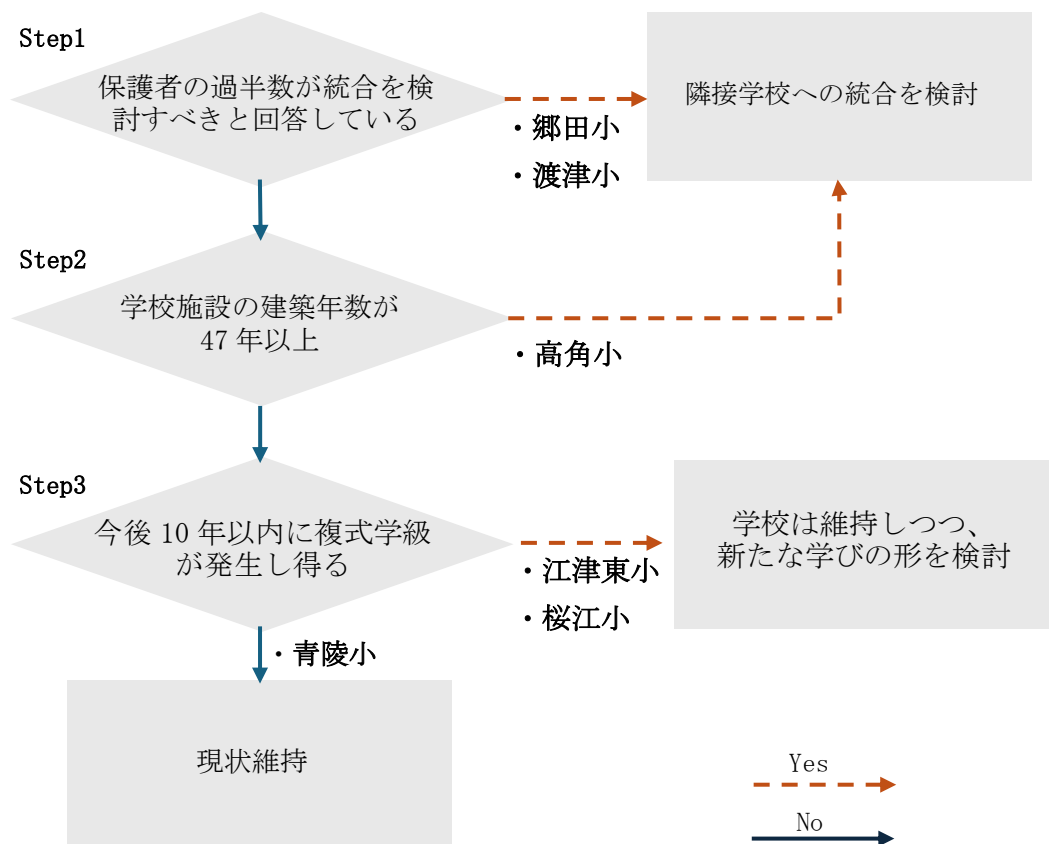
- ・主体的・協働的に学ぶ力を育む
- ・地域とともに新しい価値を創る力を育む
- ・多様性を認め合う力を育む
- ・安全で充実した学びの環境を整備

### (1) 第3次江津市学校整備再編に向けた基本的な考え方（基本方針から抜粋）

- ① 学校教育の充実に向けた新たな学びの形について
  - ・現に複式学級となっている場合は、複式学級の解消
  - ・複式学級となる可能性がある場合は、複式学級の防止を基本とする。
  - ・ただし、将来的に児童・生徒数が減少し続ければ、地域の特性や状況を踏まえて、計画期間中であっても、柔軟に新たな学びの形を検討します。
- ② 地域の実態に応じた学校の適正配置について
  - ・通学距離や時間に配慮した学校配置を検討します。
  - ・小学校で3km、中学校で5kmを超える場合に限らず、地理的条件や地域特有の交通事情を考慮して、スクールバス運行等により適切な支援を行います。
- ③ 学校と地域との連携・協働について
  - ・「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」等を活用し、地域と学校が連携・協働しながら、教育活動のさらなる充実と地域全体で子どもを育てる体制の強化を図ります。
- ④ 学校施設の整備・管理について
  - ・学校施設の大規模改修・新築等に際しては、効率的かつ持続可能な施設運営が重要と考えます。
  - ・施設整備に際しては、複数の学校施設や他の公共施設との複合化・共用化も検討します。
- ⑤ 学校跡地の活用について
  - ・活用の可否を含めた多角的な検討を行い、地域の実情やニーズを踏まえた上で、今後の方針を示します。

## (2) 小学校の再編フロー

小学校の再編は以下のフローに基づいて検討していきます。



Step 1 において、アンケート調査では郷田小学校と渡津小学校の保護者の約 7 割が統合を検討すべきと回答しています。

また、Step 2 において、高角小学校の築年数が、補助金適正化法(注)の処分制限期間である 47 年を超えています。

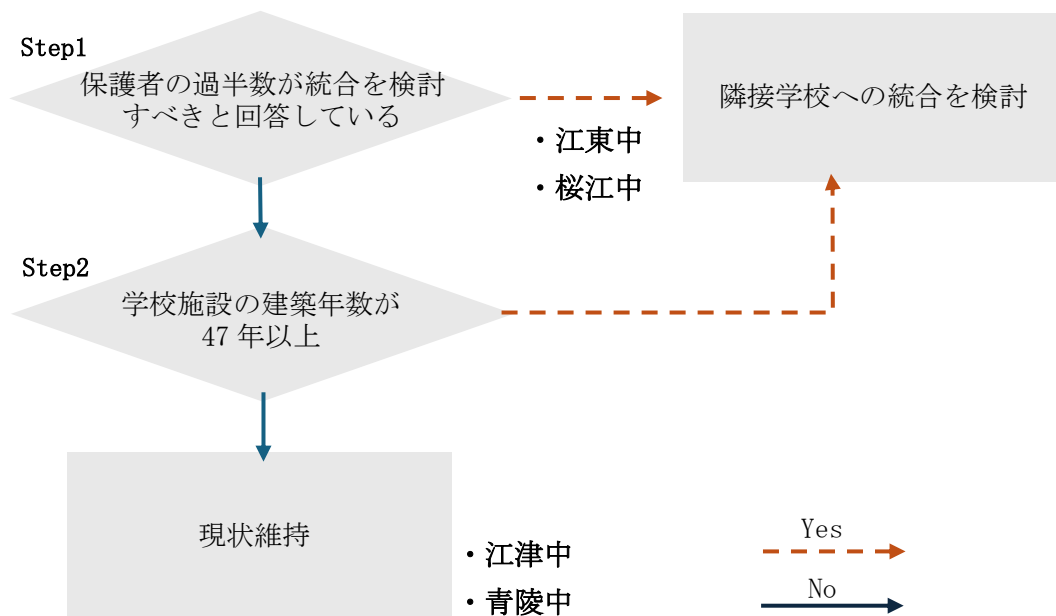
よって、郷田小学校・渡津小学校・高角小学校の 3 校が隣接学校への統合を検討する必要があります。なお、これら 3 校については、第 2 次基本計画においても 1 校に統合することとしています。

Step 3 において、江津東小学校、桜江小学校は、いずれも令和 13 年度に完全複式学校となる見込みですが、学校は維持しつつ新たな学びの形を検討する必要があります。

青陵小学校のみが現状維持となります。

### (3) 中学校の再編フロー

中学校の再編は以下のフローに基づいて検討していきます。



Step 1 において、アンケート調査では江東中学校の保護者の約 7 割、桜江中学校では過半数が統合を検討すべきと回答しており、隣接学校への統合を検討する必要があります。

Step 2 において、令和 8 年現在江津中学校は築 16 年、青陵中学校は築 23 年であり、現状維持となります。

(注) 補助金に係る不正行為の防止や交付決定の適正化を図るための法律。処分制限期間（耐用年数）は各省庁に委任されており、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）」により、鉄筋コンクリート造の学校は 47 年と定められている。

### 3 学校再編の基本的枠組み

第2章のフローに基づき、隣接学校への統合や新たな学びの形について検討することになった小中学校について、さらに詳しく検討しています。

#### (1) 小学校

郷田小学校、渡津小学校、高角小学校

➡ 隣接学校への統合を検討する

第2次基本計画においては、これら3校については1校に統合することとしていましたが、郷田小学校については、すべての小中学校の中で最も建築年数が古く、老朽化が著しく進行していることから、優先して統合を検討する必要があります。

統合先については、隣接学校である渡津小学校と高角小学校が候補となります。渡津小学校と郷田小学校は近い将来複式学級が発生することが見込まれること、また、両校は以前から宿泊研修や修学旅行等を一緒に行っており、児童や保護者の負担も少ないと考えられることから、郷田小学校と渡津小学校を先に統合する方向で検討します。

郷田小学校と渡津小学校を統合した後に、高角小学校とも統合し、最終的には新たな校舎を建設して1つの小学校とすることが望ましいと考えます。

新校舎の建設予定地については、周辺状況も鑑みて候補地を選定します。

江津東小学校、桜江小学校

➡ 新たな学びの形を検討する

基本方針で示した新たな学びの形のうち、授業時数特例校は教員への負担が大きく、学びの多様化学校は不登校の児童に特化したものになるため、今回検討するのは分校か小規模特認校の2つになります。

江津東小学校については、自然豊かな環境や地域とのつながりを活かし、一人ひとりに目が行き届くきめ細かな教育や、小規模ならではの特色ある教育課程を実現する小規模特認校とすることが考えられます。また、校区外からも児童を広く受け入れることで、児童同士の新たな交流や学校の活性化、児童数の確保につながることも期待されます。

他の小学校と統合せず分校とした場合、一番距離の近い渡津小学校を本校とすることが考えられますが、隣接校である渡津小学校はフローで「統合を検討」に分類されているため、江津東小学校は小規模特認校とすることがよりふさわしいと考えます。

ただし、令和 13 年度には完全複式学校に移行することが予想されるため、今後の学校の在り方について保護者・地域と協議を行うことが望ましいと考えます。

桜江小学校についても同様に、自然豊かな環境や地域とのつながりを活かし、一人ひとりに目が行き届くきめ細かな教育や、小規模ならではの特色ある教育課程を実現する小規模特認校とすることが考えられます。また、校区外からも児童を広く受け入れることで、児童同士の新たな交流や学校の活性化、児童数の確保につながることも期待されます。

他の小学校と統合せず分校とした場合、江津市内まで 17km 程度の距離があり、行事の際の移動や教職員の交流・連携が困難であるため、小規模特認校とすることがよりふさわしいと考えますが、桜江中学校との関係も考慮する必要があります。

## (2) 中学校

江東中学校と桜江中学校



隣接学校への統合を検討する

江東中学校については、距離が一番近く（10.0km）、スクールバスで 15 分ほどで行くことのできる江津中学校と統合する方向で検討します。なお、江津東小学校の児童へのアンケートでは、3 分の 2 の児童が江津中学校への進学を希望しており、子どもの意見に沿った形となっています。

桜江中学校については、最寄り（片道 14.8km）の江東中学校が江津中学校と統合する方向で検討を進めており、その次に近い江津中学校までは片道 17.8km の距離があるため、統合した場合には通学の負担が大きくなると考えられます。

一方で、近接する桜江小学校は築年数が比較的新しいものの、児童数の減少により空き教室が増えていく状況にあります。そうしたことから、桜江中学校は桜江小学校とともに義務教育学校に移行する方向で検討します。

桜江小学校の児童アンケートでは、約 65% の児童が桜江中学校への進学を希望しており、過半数の児童の意向に沿った形となっています。

また、小中一貫校では小学校と中学校を別の組織として考え、校長を 2 人配置するのに対し、義務教育学校では小学校と中学校を 1 つの組織と考え、1 人の校長が一体的に学校運営を行うことができます。また、中 1 ギャップの解消や異学年交流の実施、児童・生徒数が増えることによる学校行事等の充実が期待できます。

### (3) まとめ

各学校の対応方針は表2のとおりです。

学校再編を実施することにより、児童・生徒は安全で快適な環境で、多様な仲間と交流しながら充実した教育を受けることができるようになります。これにより、江津市教育大綱の基本理念である「地域を愛し、共に学び、認め合い、未来を創る人づくり」の実現につながることが期待できます。

表2 各学校の対応方針まとめ

| 学校名 |        | 方針                                                     |
|-----|--------|--------------------------------------------------------|
| 東部  | 江津東小学校 | 小規模特認校に移行し、当面の間学校は維持する                                 |
|     | 江東中学校  | 江津中学校へ統合する                                             |
| 中部  | 郷田小学校  | 郷田小学校を渡津小学校へ統合した後に、高角小学校とも統合し、最終的には新たな校舎を建設して1つの小学校とする |
|     | 渡津小学校  |                                                        |
|     | 高角小学校  |                                                        |
|     | 江津中学校  | 江東中学校と統合する                                             |
| 西部  | 青陵小学校  | 現状維持とする                                                |
|     | 青陵中学校  |                                                        |
| 桜江  | 桜江小学校  | 桜江小学校と桜江中学校を義務教育学校へ移行するとともに、小規模特認校とする                  |
|     | 桜江中学校  |                                                        |

### (4) 統合した場合の通学手段

各学校の統合後は、旧校区外から通学する児童生徒に対してスクールバスを運行します。

すでに指定校変更を申請して校区外の小・中学校に通学している児童・生徒については、統合が実施されるまでの間は、現状どおり保護者の責任において通学手段を確保していただきます。

## (5) 統合した場合の各学校の児童・生徒数

統合を実施した場合の各小学校区・中学校区の児童生徒数推計は次のとおりです。

小学校の新校舎については児童数の減少に対して柔軟に対応できるよう、推計に基づいて設計を工夫していきます。

表3 統合した場合の各小学校の児童数 (注)

|      | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 郷田小  | 48    | 54    | 117    | 117    | 112    | 115    | 121    |
| 渡津小  | 70    | 63    |        |        |        |        |        |
| 江津東小 | 68    | 57    | 54     | 52     | 44     | 38     | 37     |
| 川波小  | 72    | 81    | 353    | 321    | 312    | 275    | 266    |
| 津宮小  | 317   | 307   |        |        |        |        |        |
| 高角小  | 205   | 198   | 188    | 179    | 162    | 158    | 139    |
| 桜江小  | 60    | 49    | 46     | 46     | 39     | 37     | 33     |
| 合計   | 840   | 809   | 758    | 715    | 669    | 623    | 596    |

表4 統合した場合の各中学校の生徒数 (注)

|     | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 江津中 | 220   | 202   | 224    | 208    | 216    | 201    | 183    |
| 江東中 | 18    | 30    |        |        |        |        |        |
| 青陵中 | 206   | 204   | 211    | 211    | 197    | 190    | 178    |
| 桜江中 | 48    | 46    | 43     | 37     | 31     | 24     | 23     |
| 合計  | 492   | 482   | 478    | 456    | 444    | 415    | 384    |

|         | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 江津中・江東中 | 156    | 158    | 165    |
| 青陵中     | 191    | 163    | 143    |
| 桜江中     | 18     | 22     | 23     |
| 合計      | 365    | 343    | 331    |

(注) 令和8年度は令和8年5月1日時点の児童生徒数。令和9年度から令和17年度は地域別の出生数による見込み数

## (6) 小規模特認校の特徴

小規模特認校は、自然豊かな環境や少人数の良さを生かした特色ある教育を行う小規模な学校であり、保護者と児童生徒の希望があれば指定校区以外からの入学や転学を認めることができます。

従来の学校との比較は表5のとおりです。

表5 従来の学校と小規模特認校の比較

|           | 従来の学校                                   | 小規模特認校                                  |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 通学区域      | 原則として、住所に応じて指定された学校へ通学                  | 従来の通学区域を維持しながら、区域外からの就学も可能になる           |
| 通学手段      | 指定校変更をして校区外から通学する場合、保護者に送迎していただくこととしている | 現段階では、校区外からの通学はこれまでどおり保護者に送迎していただくこととする |
| 児童・生徒の受入れ | 主に通学区域内の児童・生徒を受け入れる                     | 通学区域内に加え、一定の条件を満たす希望者を区域外から受け入れる        |
| 児童・生徒数    | 通学区域内の人口動向の影響を受けやすい                     | 区域外から受け入れることで、児童・生徒数の確保につながる可能性がある      |

## (7) 進学の実施

統合後の小学校から中学校への進学先の選択肢としては、主に表6のパターンが考えられます。

基本的には校区内の中学校に進学することになりますが、条件を満たせばどの小学校からでも小規模特認校である桜江義務教育学校の後期課程に編入することが可能です。

表6 進学の実施

| 小学校                  | 中学校                  |
|----------------------|----------------------|
| 郷田小学校・渡津小学校・高角小学校    | 江津中学校                |
|                      | 桜江義務教育学校後期課程（小規模特認校） |
| 江津東小学校（小規模特認校）       | 江津中学校                |
|                      | 桜江義務教育学校後期課程（小規模特認校） |
| 桜江義務教育学校前期課程（小規模特認校） | 桜江義務教育学校後期課程（小規模特認校） |

## (8) 部活動

部活動については、現在、江津市中学校部活動地域連携協議会で検討しており、一部の部活動が認定地域クラブに移行しています。学校によってできるだけ体験格差が生じないように、クラブ化や拠点校化などについて引き続き検討をします。

## 4 学校再編のスケジュール

想定しているスケジュールは表7のとおりです。統合までに学校間の交流機会を作るなど、保護者と児童生徒の負担が極力少なくなるよう再編を進めていきます。また、統合準備委員会を速やかに設立し、統合や新たな学びの形の整備に向けて、制服・体操服の扱いや通学ルート、行事の調整等も含めて準備を進めていきます。

表7 第3次基本計画のスケジュール

| 学校名            | 実施内容                              |
|----------------|-----------------------------------|
| 郷田小学校          | 令和10年4月に渡津小学校へ統合し、最終的に高角小学校とも統合   |
| 江津東小学校         | 令和10年4月に小規模特認校とする                 |
| 桜江小学校<br>桜江中学校 | 令和13年4月に義務教育学校へ移行するとともに、小規模特認校とする |
| 江東中学校          | 令和10年4月に江津中学校へ統合                  |

### 郷田小学校

郷田小学校については、校舎及び屋内運動場の著しい老朽化は児童の安全に直結するものであり可能な限り早期の統合が望ましいと考えます。一方で、統合する場合様々な準備や調整が必要となることから、早くても令和10年4月の統合が妥当であると考えます。その後の高角小学校との統合については、既存校舎の築年数を考慮すると活用は困難であり、新校舎の建設が必要となります。建設時期は市の財政状況や大型事業の平準化を考慮して慎重に検討する必要がありますが、できるだけ本計画期間内に着手できるよう努めます。なお、建設場所については、最適地を今後検討します。

### 江津東小学校

江津東小学校については、児童数の減少が見込まれる中、小規模特認校としての効果を早期に発現させ、児童にとってより良好な教育環境を速やかに確保するため、令和10年4月を実施時期とします。

### 江東中学校

江東中学校については、近年の指定校変更の状況や既に江津中学校に通学している生徒の負担を考えると可能な限り早期の統合が望ましいと考えます。一方で、統合する場合には様々な準備や調整が必要となることから、令和 10 年 4 月の統合が妥当であると考えます。

### 桜江小学校と桜江中学校

桜江小学校・中学校については、比較的新しい校舎である桜江小学校を校舎としますが、現在の学級数では教室が不足する状況です。義務教育学校とするには、桜江小学校の完全複式学校への移行と空きスペースの改修が必要となることから、完全複式学校に移行する可能性の高い令和 13 年 4 月を統合時期とすることが妥当であると考えます。

## 5 統廃合後の建物・跡地の方針

統廃合後の建物・跡地の方針については、表 8 のとおり検討します。

第 3 次基本計画の確定後は、地域のコミュニティ維持や防災機能への影響を最小限に抑えるため、市長部局と協議を行い、具体的な方向性を示していきます。

表 8 建物・跡地の方針

| 学校名   | 方針                          |
|-------|-----------------------------|
| 郷田小学校 | 校舎は解体する方向で検討します。            |
| 渡津小学校 | 多角的な利活用の可能性を検討します。          |
| 川波小学校 | 校舎は解体する方向で検討します。            |
| 高角小学校 | 多角的な利活用の可能性を検討します。          |
| 江東中学校 | 多角的な利活用の可能性を検討します。          |
| 桜江中学校 | 校舎は解体し、避難場所として活用する方向で検討します。 |